

## 原子力防災対策に関する申し入れ

本日、原子力規制庁から説明を受けた、原子力発電所の新たな規制基準が7月から施行される。今後、新規制基準に基づく審査を終えた発電所から順次、再稼動が認められていくことが見込まれる。

一方、発電所の安全対策と対をなすべき、地域の原子力防災対策については、その拠り所となる原子力災害対策指針が未だ完成の域に達していないため、概ね30kmを目安に設定されるUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の所在県、関係周辺府県においても、十分に対応できているとは言えない状況にある。UPZ外の地域についても、放射性物質の拡散への備えが必要であることが同指針で明記されているが、その具体的な指針が示されていないため、円滑に対策を進めることが難しい状況にある。

原子力防災対策は、多重防護の観点から、発電所の安全対策のみならず、発電所周辺地域の防災対策にも万全を期しつつ、さらに、放射性物質の拡散に備えた広域的な対策（いわゆるPPAの導入）も含めて、総合的に講じられる必要がある。

以上については、これまでから広域連合として繰り返し申し入れを行ってきたところであるが、新規制基準が制定されようとしているこの時期に、改めて下記の事項について、政府及び原子力規制委員会に対し責任ある対応をされるよう申し入れる。

### 記

#### 1 大飯原発に関する新規制基準の適用について

- (1) 大飯原発については、新規制基準施行前に新基準案に基づく確認作業が行われているが、その適合状況を厳正に確認するとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- (2) 確認作業の結果、新基準案への不適合があった場合には、直ちに運転を停止すること。

#### 2 新規制基準について

- (1) 十分な審査体制のもとで新規制基準に基づき安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行った上でなければ発電所の運転を認めないこと。発電所の運転を認める場合は、周辺地域の意見や防災体制の整備状況を踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。また、福島第一原発事故の原因究明等により基準に反映すべき事項が明らかになった場合は、速やかに見直しを図ること。
- (2) 信頼性向上のためのバックアップ対策として、特定安全施設（仮称）の設置など新基準施行後5年間の猶予期間が設けられた対策については、猶予期間を設定した理由を国民にわかりやすく説明するとともに、可及的速やかに対策を完了するよう事業者を指導すること。
- (3) 安全上重要な施設に関わる活断層の判断を迅速に行い、その判断根拠について、関係自治体の理解を得るとともに、国民にわかりやすく説明すること。
- (4) 新規制基準については、工学的、技術的な視点だけでなく、従前の原子炉立地審査指針で求められていた原則的立地条件を厳格に継承するとともに、原子炉周辺の環境にも配慮した明確な原子炉設置基準を設けること。

### 3 原子力災害対策指針について

- (1) 今後の検討課題となっている「ブルームの影響を考慮した PPA の導入」やブルーム通過時の防護措置となる「安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用のあり方」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改正すること。また、SPEEDI の信頼性向上を図るとともに、避難等において SPEEDI や気象予測情報の具体的な活用を図ること。
- (2) 現在、広域連合で関西圏域全体の受入調整を行っている所在県、関係周辺府県の広域避難対策について、実効性ある広域避難計画が策定できるよう、迅速かつ適切に方針を示すとともに、必要な調整を図ること。
- (3) 事業者と UPZ の区域を含む自治体との安全協定について、未締結の自治体と早期に締結するとともに、指針の改定に合わせて柔軟に内容の充実を図るよう、国として事業者を指導すること。また、安全協定によらずとも、これらの自治体と国や事業者との間で平常時から情報連絡や意見交換を行うとともに、安全の確保について地域から提言できる法的な仕組みを構築すること。
- (4) 指針に沿って地域が実施する原子力防災対策については、人員配置や地域の実情を踏まえた自主的な取組も含めて、国において必要な財政措置を行うこと。

### 4 パブリックコメントのあり方について

原子力発電に関するパブリックコメントについては、立地自治体はもとより、万一の場合に被害が想定される自治体については、一般的なパブリックコメントでしか意見が言えないというのではなく、国と地方自治体との信頼構築の意味でも、関係自治体へ意見照会を行うこと。

平成 25 年 5 月 23 日

#### 関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)